

水俣市監査委員公告第1号

令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和4年1月6日

水俣市監査委員 坂 本 幸 則



同 真 野 頼 隆



水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

被交付団体名
報告時点

水俣市社会福祉協議会
令和 3年12月22日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
「注意事項」 (2) 補助金等財政援助の事務手続について (1) 補助金交付申請を行う際は、水俣市補助金等交付規則第3条の規定に基づき、収支予算書（様式第2号）を添付するようお願いしたい。 (2) 実績報告を行う際、水俣市補助金等交付規則第13条の規定に基づき、収支精算書（様式第10号）を添付するようお願いしたい。	・水俣市補助金等交付規則の見直しが必要と思われますので、財政課と収支予算書の様式について協議を行います。 ・水俣市補助金等交付規則の見直しが必要と思われますので、財政課と収支精算書の様式について協議を行います。

水俣市監査委員 様

水俣市教育長 小島 泰治

監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

交付担当課名
報告時点

教育総務課
令和3年12月21日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
「注意事項」 (2) 補助金等財政援助の手続き（交付要綱等）について (1) 補助金を一部返納しているが、変更交付申請又は実績報告の手続きをとられたい。 (2) 令和3年2月26日付け補助金の一部変更についての通知を受け、返納通知書を送付しているが、補助金変更交付申請書（水俣市補助金等交付規則、様式第4号）により変更申請を受理したうえで、変更交付決定通知書（同様式第5号）により、変更の決定を行うべきである。	・ 今後は、交付要綱等に基づき、所定の手続きにより返納事務を行うよう注意します。 ・ 今後は、交付要綱等に基づき、所定の手続きにより補助金の一部変更、返納関係の事務を行うよう注意します。

水俣市監査委員 様

水俣市教育長 小島 泰治

監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

被交付団体名
報告時点

芦北水俣郡市中学校体育連盟
令和3年12月20日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
「注意事項」 (2) 補助金等財政援助の事務手続について (1) 補助金交付申請を行う際は、水俣市補助金等交付規則第3条の規定に基づき、収支予算書（様式第2号）を添付するようお願いしたい。（※本市助成分について） (2) 補助金を一部返納しているが、変更交付申請又は実績報告の手続きにより返納されたい。 (3) 補助金の一部返納について、令和3年2月26日付け文書で通知しているが、水俣市補助金等交付規則第7条の規定に基づき、「補助金変更交付申請書（様式第4号）」で申請するべきである。 (4) 実績報告を行う際、水俣市補助金等交付規則第13条の規定に基づき、収支精算書（様式第10号）を添付するようお願いしたい。 (3) 補助金等財政援助の運用、使用について (1) 令和2年度に執行はなかったが、水俣市選手輸送費計算の根拠となる、おれんじ鉄道の運賃が2019年10月1日に改定されている。適切に積算されたい。 (2) 領収証の日付に誤りがあるので、適切に処理されたい。（令和2年2月2日、切手代12,600円、No.30）	・当連盟及び関係自治体（一市二町）で注意事項内容を共有し、今後は、水俣市助成分が分かるよう、収支予算書の表記内容について注意します。 ・今後は、所定の手続きにより返納するよう注意します。 ・今後は、所定の手続きにより返納するよう注意します。 ・今後は、水俣市助成分が分かるように、収支精算書を添付するよう注意します。 ・改定後の運賃に基づき、適切に積算するようにします。 ・適切に処理しました。